科学研究費補助金研究成果報告書

平成22 年 6月7日現在

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2007~2009 課題番号:19520620

研究課題名(和文)19 世紀前半ブランデンブルク農村社会の紛争と社会的調整に関する実証

的研究

研究課題名(英文) The Empirical Research on Conflicts and Regulative Functions in the Rulal Society of Brandenburg in the First Half of the 19th Century

研究代表者

山崎 彰 (YAMAZAKI Akira) 山形大学・人文学部・教授 研究者番号:30191258

研究成果の概要(和文):

ドイツ・ブランデンブルク地方のレカーン領をめぐる紛争を、18世紀後半から 19世紀前半の期間を対象として検討した。 18世紀の領主間で争われた領地境界紛争、 18-19世紀における領主と農民の間で展開した領主権と賦役をめぐる紛争、 19世紀中葉まで長引いた領主とビュドナー(農村下層民)の間で展開した共有地用益権の償却をめぐる紛争、以上が本研究の主要内容であった。

研究成果の概要(英文):

This Research have solved the following questions considering the social conflicts, which occurred in Reckahn estate (Brandenburg) between the 18th and 19th Century.

- 1. The conflicts between lordships, who struggled in the 18th Century to expand their domains in marshlands with the purpose of getting wide grasslands.
- 2. The conflicts between the lordship of Reckahn and its peasants in the 18th and 19^{th} Century. They disputed how they could abolish the manorial system and make the peasants independent.
- 3. The conflicts between the lordship of Reckahn and its day laborers, who were acknowledged to build their cottages and hold a few domestic animals in the estate. The latter demanded to convert their rights of using common lands into the possesison of farmlands. This conflicts lasted until the middle of the 19th Century.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目: 史学・西洋史

1.研究開始当初の背景

近年西洋中世史や近世史の学会において、 紛争とその解決方法の検討をつうじて、当該 社会の権力構造や価値意識を解明しようとす る研究手法が注目を集めている。しかし一見、 ブランデンブルクなど東部ドイツ農村社会に は、このような手法はなじまないようにも思 われる。G.F.クナップの農民解放研究や大塚 史学の比較土地制度論の影響で、近世、近代 の東部ドイツの農村社会は、西部の西欧的農 村社会とは対照的にとらえられてきた。即ち、 東部の土地貴族は領地を一円的に支配し、そ の内部での裁判権を独占していたため、領民 に対する権威的支配はきわめて強固であると された。こうした土地貴族の農村支配に関す る理解はH-U.ヴェーラーらの社会史研究に引 き継がれた。社会史研究は、近世の家父長的 領主支配が近代に持ちこまれ、ドイツ第二帝 政の反民主主義的な社会基盤となったと説明 してきた。このような社会では公然たる紛争 はまれであるとされ、これまでその意義に対 して注目されることも少なかった。

2.研究の目的

このように近世から近代にかけてのドイツ東部農村社会が、領主の権威的支配によって貫かれていたとの歴史像は広く浸透していたが、しかし実際には様々な紛争に満ち、訴訟の絶えない社会であった。本研究では、ブランデンブルク州立中央文書館所蔵の「レカーン領文書」(史料番号 BLHA. Rep.37. Reckahne)を基本的史料として、18世紀末と19世紀前半におけるブランデンブルク農村社会の紛争形態とそれの解決の過程を追うことを課題としている。本研究では、ロッホウ家が領有するレカーン領の諸村とその周辺地域を対象として、次のような課題をもってこれらの紛争について分析を進めた。

農場領主制地帯である東部ドイツでは、西部に比べ領地所有は一円的であるとのイメ

ージが強かったが、実態は必ずしもそうでは ない。ブランデンブルクでは、貴族や都市の 領地が一円性を欠く場合が多く、境界もはっ きりせず、このことから中世以来境界紛争が 絶えなかった。18世紀における境界紛争もこ うした歴史的経緯の延長上に生じるが、他方 でこの時代は私的土地所有権が確定してい く時期でもあるため、紛争のあり方に質的変 化があったことが予想される。紛争の内容と 協議の過程を検討し、最終的に排他的私的所 有権として、それぞれの領地境界が確定され ていった過程を明らかにする。本研究では、 レカーン系ロッホウ家、ゴルツォウ系ロッホ ウ家、ブランデンブルク市の3者間の低湿地 領有をめぐる紛争を分析する。ちなみに低湿 地は、18世紀の排水事業の進展とともに、優 良牧草地や耕地に生まれ変わり、境界紛争に おける最大の争点ともなり、私的土地所有権 確定における難問のひとつでもあった。

次に領主と領民の間で繰り広げられた紛争が検討課題になる。16世紀の農場領主制形成以来、この形態の紛争が多発した。レカーン領でも賦役負担や森林・放牧地利用をめぐり18世紀には50年間にもわたって、農民が領主に対して裁判闘争を繰り広げている。19世紀前半の領主制や共有地の解体過程でも、両者間では厳しいやりとりがあった。19世紀の領主制解体や共有地分割をめぐる協議によって、領主と農民は各々が独占的な土地所有権を確保していったのだが、この交渉が18世紀の協議とどのような関連があったのかが明らかにされなければならない。

さらに 1830 年代には、領主の主要な交渉相手は、農民からビュドナー(園地農)へと移行し、後者もまたこれまで領主制下で認められていた放牧地や森林利用の役権

Servituten を私的所有権として確保しようとした。この交渉は単に領主とビュドナーとの間で行われただけではなく、農民やアインリーガーなど様々な農村諸階層がかかわってくる。領主との交渉で、農民とビュドナーとの間には共闘関係がみられたのか、あるいは排除しあったのか、また対領主交渉においてビュドナーは他の農村下層民の存在をどのように認識していたのか、これらの点を明らかにすることも本研究の解題になる。

3.研究の方法

本研究の主要な史料は、ブランデンブルク 州立中央文書館に所蔵されるレカーン領文 書である(BLHA Rep. 37 Reckahne)。しか し同文書は、いくつかの理由によって、重大 な損害を被っている。 先ず同文書はレカー ン領がオーストリア継承戦争の間に、プロイ セン軍の宿営地となったことで大きな損害 を受けており、1740年以前の史料の相当量が この時失われたといわれている。さらに重大 なのは、本研究が主要な対象としている18 世紀後半から 19 世紀前半にかかわる史料に ついては、第二次世界大戦終了後のソ連軍占 領時に、レカーン城が1945年5月から翌46 年にかけて接収され、この時、同城にあった アルヒーフに重大な消失を被ったことであ る。以上の結果と思われるが、ロッホウ家の 家族・親族関係に関する史料はほとんど現存 しておらず、また領主裁判関係の文書もわず かな部分が残るのみである。さらに 18 世紀 後半の領主 Friedrich Eberhard von Rochow の試みた学校改革とその成果に関しても、そ れを知る手がかりとなる文書は皆無といっ てよい。

他方、残存している史料としては、ロッホウ家と周辺領地との間の領地境界紛争に関する史料、18世紀の領主と農民間で行われた裁判文書、19世紀の領主制廃止過程に関する

史料が比較的よく残されており、このため農村社会の紛争を明らかにしようとする本研究にとっては、有益な文書であるといってよい。本研究では、これらの文書を電子データとして入力し、これを分析することによって進めた。

4.研究成果

1)18世紀のレカーン領研究によって、主に次の点を明らかにした。

レカーン領南西境界ではレカーン系ロッ ホウ家は御領地ツィザール、ゴルツォウ系ロ ッホウ家、ブランデンブルク市参事会と境界 紛争を繰り広げ、北東・北西側でもブランデ ンブルク市参事会や同市の農耕市民などと 境界をめぐって争った。なるほど、領主たち が領地の境界をめぐって争うのは新規の現 象ではなかったとはいえ、18世紀の境界紛争 には農業生産方法の変化が影響していた。18 世紀には低湿地の本格的な開墾が始まり、牧 草地化が大規模かつ不可逆に進められてい ったのである。18世紀の低湿地をめぐる領地 境界紛争の背景には、畜産の重要性の増大が あった。また紛争当事者の構成にも変化がみ られた。18世紀初頭の南西境界をめぐる対立 は、低湿地の開墾を先導していた領主間の領 地拡大をめぐる紛争とすることができる。し かし 18 世紀後半には南西側でも、また特に 北側境界では、所有権者の領主ばかりではな く、それとともに紛争の参加者として放牧権 を有する農民共同体も登場してきたのであ った。

領内の紛争においても農民たちの自立化の跡を確認することができる。本研究ではクラーネ村農民の裁判闘争を検討したが、領主と同村の間で繰り広げられた裁判では、18世紀前半には賦役負担の定量化に重点が置かれ、農場領主制支配下における農民の法的立場の確定に主眼が置かれていた。これに対し

て世紀中葉の裁判ではこうした要求にとど まらず、領主直営地の削減、分農場での賦役 拒否、農民の農場・土地所有権要求など、農 場領主制の核心部分を批判するがごとき要 求が目立ってくる。確かに農民の主張は農場 領主制を直ちに否定するものではなかった が、農場領主制はもはや彼らにとって積極的 な意味を失いつつあったことは確かである う。さらにいまひとつの変化として、農民た ちが徐々に畜産にかかわる権利、即ち飼料栽 培や放牧権の確保に熱心になっていったこ とをうかがい知ることができた。従来、賦役 が領主、農民双方にとって重大関心事であっ たのは穀作が農業生産の主軸であり、賦役が 穀物生産に対して労働力、役畜使用の面で直 接影響したからである。しかし休閑地におけ る飼料栽培や放牧権の確保といった要求は、 領主の低湿地開発と同様、畜産が農場経営に おいて重要性を増してきたことを意味した のではないか。

ここで、農場領主制下での農民達の裁判闘争の意味についても付言しておかなければならない。ブランデンブルクの所領文書には膨大なこの種の史料が含まれている。こうした史料の存在は、農場領主制下の社会を権威的な領主支配と従順な農民によって形成されるとイメージしていたかつての研究に疑問を投げかけるものである。農民の地位は決して領主によって一方的に規定されたのではなかったことが、これらの史料より理解できる。農場領主制から農民解放を経て近代農村社会へと至るまでの、農民達の地位改善の動向は、引き続き注視する必要があろう。

次に相続関係の史料より農民の資産状況の分析を行い、農場領主制下で農民たちが経営的に自立しつつあり、領主からの依存を脱却していたことを確認した。農民の生産手段保有状況より、次のような点が明らかになっ

た。第1に、農場動産の基本部分は役畜と耕 作用農具であり、農場経営の中心が穀作にあ り、畜産は自家用の域を大きくは出ていなか った。領主が低湿地の牧草地化によって、畜 産に大きな関心を持ちつつあった当時にあ って、農民経営の場合、1760年代頃までは畜 産が大きな意味を持っていたとはいえない。 第2に役畜や農具においては、領主の所有に 属す農場基幹動産 Hofwehr は安定的に世代間 で継承される生産手段として無視はできな かったとはいえ、農民の私有財産部分がそれ を上回っており、農耕上の経営手段に関する 限り農民は自立化しつつあった。従って賦役 を実施する代わりに得ていた農場基幹動産 の意義が低下していた以上、賦役も彼らにと っては無駄な負担として感じられていただ ろうことが推測される。第3に、農民の私有 財産に属す牝牛や豚、家禽は、遺産分割や隠 居契約をつうじて下層民など社会的弱者に 分配され、彼らの生活の維持にも役立てられ ていた。放牧地の用益をめぐって農民とビュ ドナーの間には対立関係があり、19世紀には いると一層この問題は顕在化していくが、し かし親族的なレベルでみるならば農民が家 畜を供給することで、ビュドナーの存立基盤 が先ず整えられたという側面にも関心を向 ける必要があるのではないか。領主、農民、 ビュドナー間には賦役や牧草地利用をめぐ って様々な対立もあったが、他方においては 領主が農民に貸し与える農場基幹動産、農民 がビュドナーに相続に際し分与する牝牛や 小家畜によって、農民やビュドナーの経営と 家族の再生産が一定程度支えられていたと いう側面も、見逃すことはできないだろう。

- 2) 続いて 19 世紀のレカーン領研究によって、主に次の点を明らかにした。
 - 18 世紀後半の領主経営と比べたとき、19

世紀初頭のレカーン領の領主経営は、レカー ン村と分農場メスドゥンクを中心として畜 産が発展しており、牧草地拡大がこれに大き く寄与していたといえるだろう。しかし 1805 年に領主 Friedrich Eberhard が死去し、レ カーン領がロッホウ家の遠縁の5人による共 同所有の対象となったことは領主経営の革 新にとって重大な障害となったと思われる。 第1に、これを契機にレカーン領経営は小作 に出されることになる。その後再度領主の直 接経営に戻す動きも見られたが、しかし経営 主体の不安定さによって、この後、領地経営 において積極的な革新の試みが領主側から は提起されることはなかった。次に、1827年 にレカーン領は別系統のロッホウ家の間で 二分割された。これまで3つの村、2つの分 農場の間で成立した補完関係がこれによっ て解体されてしまった。

ただし 1805 年と 1827 年の領主農場の経営を比較してみた場合、労働力の構成に重大な違いが見られ、この間に農民の賦役が廃止される一方、日雇労働者層が増えていることは重要な変化といえる。しかもこの日雇労働は、共有地の役権を有し、定住性の強いビュドナーにかわって、これを欠くアインリーガーによって徐々に担われていったことも重大な変化といえる。

レカーン領における領主側の主体性の動揺は、領主制の解体過程にも影響を与えた。即ち同領では、賦役の廃止は農民側の要求によって実現したのである。領主制解体と共有地分割による私的排他的土地所有権の確立は、明らかに農民側の主導によって進められたように思われる。プロイセン改革時の改革立法にたいしてレカーン領の農民たちは逸早く反応した。「調整」の過程で農民たちは農地の3分の1を領主に譲渡したとはいえ、これも農民の経営にとって、大きな打撃とは

ならなかったと考えられる。ただしこの改革 はレカーン村の小規模農民と、ゲッティン村、 クラーネ村の中・大規模農民にとっては別様 の意味を持っていた。前者では 18 世紀末に 農民間で行われた農地の均等化の結果を受 けて、農地の譲渡後も8農場全体が何とか独 立農民経営とみなしうる規模を確保したと はいえ、家畜保有にも余裕がなく、このため 森林の役権の補償を農地によって得ること で、農業基盤の拡充を図っていた。これに対 してゲッティンとクラーネの農民たちは、土 地譲渡後も広い農地を確保し、家畜頭数も18 世紀に比べると格段に増やし、森林の役権も 農地ではなく、森林の所有権によって補償す る道を選んでいるのである。18世紀末におい て、小規模農民の間では農地の均等化が行わ れ、農民として最低限の農地の確保が目論ま れていたのに対し、中・大規模農民は賦役の 金納化を実施し、経営の自由裁量度を高め、 対照的な動向が見られたが、19世紀の農地改 革後もこのような格差は埋められなかった のである。

農民に後れをとるがビュドナーたちもま た、役権として認められていた放牧地や森林 の利用権を補償させ、これを私的土地所有権 に転化しようと試みていた。農民たちの調整 や共有地分割が 1820 年代には完了してしま ったのに比べ、領主とビュドナーの交渉は19 世紀中葉まで長期化し、レカーン領ではむし ろ彼らこそ領主権の廃止の過程で、領主が厳 しく対応しなければならない相手となった。 この交渉においては、これまで彼らに役権を 保証した明確な法的書類がなかったにもか かわらず、領主はこれを否定することはなか った。しかし役権の価値をどのように評価す るのか、また保証の負担を領主と農民いずれ が負うのかをめぐっては激しく争われるこ とになる。

検討によって得た結果では、次の3点が重 これまでわずかな家畜しか放牧 要である。 しえていなかった村のビュドナーたちは、 「共有地分割令」第 51 条に従って生活の必 要を充足できることを目安に補償を求めた のに対し、家畜の放牧において有利な立場に あった村のビュドナーはむしろ近年の実績 を基準に補償を要望していた。領主側の態度 で顕著であったのは、個別の村やビュドナー 個人の実績を評価し、これを権利化すること には否定的であったことであり、むしろこれ までビュドナーの家畜保有について地域で 一般化していた標準に従い、領地全体をつう じて一律の家畜保有を彼らに求め、これを基 準に役権の十地所有への転換を図ったこと である。 農民たちは 18 世紀に入植したビ ュドナーの役権償却には負担を分担したが、 19 世紀に新たに創設されたビュドナー農場 の分に関してはこれを拒否し、領主が単独で 負担した。従って、19世紀には農民たちのビ ュドナー農場創設に対する態度は否定的に 変化していたことが明らかになる。 他方ビ ュドナーたちも増大するアインリーガーに よって、彼らの役権、特に森林用益権が侵害 されていると認識していた。役権を確定し、 これを土地所有権化して定住性を確実化す ることで、アインリーガーとの差別化を図っ た。

5 . 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

Akira Yamazaki, Japanische Forschungen zu den Preussischen Reformen in Vergangenheit und Gegenwart,in: European Studies, Vol.9, 2010, pp.165-173 [学会発表](計1件)

Akira Yamazaki, Japanische Forschungen zur Preussischen Reform in Vergangenheit und Gegenwart (日独歴史家会議プログラム、東京大学教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究書

主催、2009年9月18,19日)

[図書](計2 件)

佐藤勝則(編者)·<u>山崎彰</u>/他 8 名『比較連邦制史研究』多賀出版、2010年, pp.99-126.

メーザー著/肥前榮一・<u>山崎彰</u>・他 2 名訳 『郷土愛の夢』京都大学学術出版会、2009 年、 pp. 43-57, 133-176, 183-204, 307-326.

6. 研究組織

(1)研究代表者

山崎 彰 (YAMAZAKI Akira) 山形大学・人文学部・教授 研究者番号:30191258

(2)研究分担者 なし

()

研究者番号:

(3)連携研究者 なし

研究者番号: